

平成 19 年 6 月 15 日

各 位

西日本シティ銀行

元行員による不祥事件について

この度、当行において下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的に大きな役割を担い信用を旨とすべき金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様を始め、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいているお客様に心からお詫び申し上げます。

記

1．事件の概要

当行元行員（女性、47 歳）が、本店営業部及び二日市中央支店（平成 19 年 3 月廃止、二日市支店へ統合）に勤務していた平成 12 年 7 月から平成 18 年 10 月にかけて、顧客の預金約 1,508 万円を着服していたことが、本年 5 月 21 日に内部の調査で分かりました。

被害に遭われたお客様には、深くお詫びした上で、当行が被害金額全額を弁済いたしました。

2．警察への通報等

事件発覚後、速やかに所轄の警察署に通報しております。また、法令に基づく監督官庁への届出も行っております。

3．人事処分

元行員は、平成 19 年 6 月 8 日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係者については、取締役 4 名並びに本部管理者 2 名及び支店管理者 8 名の人事処分を実施いたします。

4．今後の対応

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、今回の事件を厳粛に受けとめ、引き続き内部管理態勢の充実・強化に全行を挙げて取り組んでまいります。

以上